吉川市市民活動補償制度
Q&A集

第 4 版

吉川市市民生活部市民参加推進課

平成30年3月改訂

目　次

はじめに **4**

1．　補償制度の概要 **5**
Ｑ１－１　補償制度の対象となる活動は、どのような活動ですか。 5
Ｑ１－２　補償制度の対象となる活動の条件は。 6
Ｑ１－３　個人の活動も、この補償制度の対象となりますか。 6
Ｑ１－４　補償制度の対象とならない活動や事故には、どのようなものがありますか。 6
Ｑ１－５　どのような場合に賠償補償・傷害補償の扱いとなりますか。 7
Ｑ１－６　賠償責任補償の対象になる場合において「法律上の損害賠償を負うことによって被った損害を補償する」とはどういうことでしょうか。 7

2．　補償制度の対象となる活動の具体的な事例 **8**
Ｑ２－１　対象となる活動の条件に「無報酬で行っていること」とありますが、非営利の有償ボランティアは対象となりますか。 8
Ｑ２－２　公民館活動における、公民館サークルなどの活動は対象となりますか。 8
Ｑ２－３　地域の子どもを対象に体験学習などの指導をボランティアで行っています。このような活動は対象となりますか。 8
Ｑ２－４　活動を行う団体が、その活動の一環として市外で活動する場合（例：宿泊を伴う研修等）に、ケガなどをしたときは、この補償制度の対象となりますか。 8
Ｑ２－５　市内で活動するボランティア団体で、ボランティアの代表数名が市外の会議や講習会等に出席した場合は、この補償制度の対象となりますか。 8
Ｑ２－６　市民活動を行う団体が、バスを借り上げて宿泊あるいは日帰りで研修旅行を実施した場合に、搭乗中の交通事故は対象になりますか。 8
Ｑ２－７　ボランティア団体が、県外の災害救助活動に参加してケガをした場合は対象になりますか。 9
Ｑ２－８　市内に活動拠点を置く団体が国外で活動を行った場合は、この補償制度の対象となりますか。 9
Ｑ２－９　市民活動を行う団体への参加者が外国人であった場合、その活動中における外国人のケガは対象となりますか 9
Ｑ２－１０　市内に活動拠点を置く団体が対象とされているが、この場合代表者や関係者、参加者が市民であるか否かは関係がありますか。 9
Ｑ２－１１　市の内外からボランティアで地域社会活動等の講師を招いた場合は、この補償制度の対象となりますか。また、往復途上での事故も補償されますか。 9
Ｑ２－１２　一般的なボランティア活動保険では、自動車にて移動中（自宅から活動場所との通常の往復経路）での事故は、加入者自身のケガなどのみ対象となり、対人・対物事故等の賠償責任補償については対象となりません。この補償制度での取り扱いはどのようになりますか。 １０
Ｑ２－１３　市民によるスポーツ大会で、体育指導員や地区役員などが大会役員として活動する場合に、指導監督上の賠償事故は補償されると思いますが、大会役員自身がケガをした場合も、この補償制度が適用されますか。 １０
Ｑ２－１４　スポーツ大会の競技者は補償制度の対象となりますか。 １０
Ｑ２－１５　自治会などの地域の団体が、学校施設を利用して実施する家庭教育はこの補償制度が適用されますか。また、どのようなことが適用となるのでしょうか。 １０
Ｑ２－１６　自治会の地域内を清掃活動する際、地域内にある会社の社員も一緒に清掃活動を行う場合は、社員も対象となりますか。 １０
Ｑ２－１７　自治会主催の運動会やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動で参加者がケガをした場合は対象になりますか。 １１

Ｑ２－１８　自治会主催のソフトボール大会中に、競技に参加した者がケガをした場合や、参加者が第三者にケガをさせた場合は対象になりますか。 １１
Ｑ２－１９　自治会主催の町内会まつりを開催した際、このまつりに参加しているすべての参加者が対象となりますか。 １１
Ｑ２－２０　自治会などで行われる地域のお祭りは、地元神社の祭礼の一環として行われている場合が多く、通常の自治会保険ではこのようなお祭りも地域の活動の一部として捉えています。この補償制度でも同様に対象になりますか。 １１
Ｑ２－２１　各自治会で行っている地元神社の祭礼で、神輿の担ぎ手として、市外の人が参加している場合は対象となりますか。 １１
Ｑ２－２２　自治会の主催で行うお祭りを実施した際に、企画に基づいて子どもたちがやぐら等で踊りをしていてケガをした場合は対象になりますか。 １２
Ｑ２－２３　自治会で行われるスポーツ大会等は、この補償制度の対象になりますか。 １２
Ｑ２－２４　市の主催や共催で行っている市民体育祭などのイベントに、自治会の事業として参加した場合の参加者は対象になりますか。 １２
Ｑ２－２５　自治会・子ども会・長寿会で行う年間事業に計画されている親睦旅行等の事業は対象になりますか。 １２
Ｑ２－２６　社会福祉協議会の会費、日本赤十字社への社資及び寄付金の徴収等の活動は対象になりますか。 １２
Ｑ２－２７　自治会から依頼されて、防犯パトロール中の看板を設置している自転車で、市内を巡回している場合は対象になりますか。 １３
Ｑ２－２８　自治会活動による防災訓練等の会議や準備活動時の事故でも対象になりますか。 １３
Ｑ２－２９　自主防災組織で地震発生後に処理作業を行った際の負傷等は対象になりますか。 １３
Ｑ２－３０　子ども会の活動で、子どものお世話や指導監督を行う世話人の方々の活動も指導者として、この補償制度の対象になりますか。 １３
Ｑ２－３１　子ども会の活動で、カレーなどを子どもと親が一緒に作り食べたりするのは対象になりますか。 １３
Ｑ２－３２　ＰＴＡが学校施設を利用して実施する活動は、この補償制度の対象になりますか。 １４
Ｑ２－３３　ＰＴＡの活動として資源回収を行った場合は対象になりますか。 １４
Ｑ２－３４　老人クラブのゲートボール大会は対象となりますか。また、そのための練習は対象になりますか。 １４
Ｑ２－３５　地域でのふれあいサロン事業（お年寄りと育児中の親子などとの交流会）などの利用者はこの補償制度の対象になりますか。 １４
Ｑ２－３６　自治会などが母体となり実施している「なまらん体操」の参加者及びその指導者の負傷は対象となりますか。 １４

３ 補償制度の利用方法 15
Ｑ３－１　この補償制度を利用したいのですが、どのような手続きが必要ですか。 １５
Ｑ３－２　一度登録すれば、今後手続する必要はありませんか。 １５
Ｑ３－３　登録手続後に代表者の交代や会員の入会・退会があり名簿の内容を変更した場合は、再度、提出する必要はありますか。 １５
Ｑ３－４　事故があった場合に提出する事故報告書の提出期限はいつですか。 １６
Ｑ３－５　事故発生の一報を入れずにいきなり事故報告書を提出した場合、補償金は支払われますか。 １６
Ｑ３－６　補償金の請求者は誰になりますか。 １６

4. 賠償責任補償 17
Ｑ４－１　賠償責任補償の対象になる事故の場合、事故現場や損害物件の記録写真などを取らなかった場合や現場や損害物件の保全を怠ったときは、補償金の支払いはどのようになりますか。 １７
Ｑ４－２　賠償責任補償に該当する事故の場合、被害者・加害者の年齢等を把握する必要はありますか。 １７
Ｑ４－３　賠償責任事故で相手方との交渉が必要な場合、その交渉を行ってもらえますか。 １７
Ｑ４－４　示談書を取り交わす場合に、誰がその事務にあたるのですか。当事者同士で、勝手に示談内容を決めてもいいのでしょうか。また、過失割合は示談する場合度にように決めるのでしょうか。 １７

はじめに

市民活動補償制度の目的

市民と行政との協働によるまちづくりを進める上で、行政の役割の一つとして、公共性のある市民活動が活発に展開されるための環境を整備することが必要です。

市民のみなさまが、安心して公共性のある地域活動やボランティア活動等を行えるようにするため、活動中の事故を補償する「市民活動補償制度」（以下「補償制度」という。）を平成19年4月に創設しました。

Q＆A集について

本紙では、「市民活動補償制度」の概要及び適応となる活動について、特にお問い合わせの多い内容を中心に一問一答形式で掲載をしております。事前に各団体で行われている活動が当該制度に適応されるものか確認する目安になると思われますので参考にしてください。

ただし、本紙に掲載している事例はあくまで従前の事例や制度上適応になると思われる範囲を示しているにすぎず、**必ず本紙に掲載されている事例が適応になることを保証するものではありません**のでご注意ください。

そのため、早い段階での事故や怪我の原因・状況把握は特に重要となりますので、事故や怪我をされた時はすみやかに市民参加推進課（☎048-982-9685）へご連絡下さい。

1.　補償制度の概要

Q1－1　補償制度の対象となる活動は、どのような活動ですか。

この補償制度の対象となる活動は、市民が自発的に行う公共性のある活動で、①地域社会活動、②社会福祉・奉仕活動、③社会教育活動、④青少年健全育成活動などの活動をいいます。

【①地域社会活動の具体例】

防犯活動、防火・防災活動、清掃活動（道路・河川・公園・排水溝・その他の公共施設の清掃）、資源ゴミの回収、草刈、リサイクル運動、交通安全活動、不法駐車駐輪追放活動、害虫防除・駆除の環境衛生活動、献血奨励・住民検診手伝いなどの地域保健衛生活動、自治会活動（盆踊り、町内会祭り、運動会、広報誌の配布、回覧、掲示板貼付け）、市民祭り等の活動及びこれらのための準備活動

【②社会福祉活動・社会奉仕活動の具体例】

社会福祉施設等への援護活動（建物の修理、植樹等の手入れ、清掃、リハビリテーション訓練の手伝い、行事の手伝い、通園の送迎の介助、託児、カウンセリング、点訳・手話通訳など）、高齢者・心身障がい者等への援護活動（医療機関への通院等の介助、在宅老人・身体障がい者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、点訳・手話通訳など）、子育て支援活動、就労・社会復帰のための援護等の活動及びこれらのための準備活動

【③社会教育活動の具体例】

スポーツ・レクリエーション活動（野球、ソフトボール、バレーボール、サッカー、バドミントン、テニス、卓球、ボーリング、ゲートボール、水泳、スキー、サイクリング、ハイキング、マラソン大会、駅伝大会、ラジオ体操、キャンプ、身体障がい者スポーツ大会）、文化活動（料理・邦楽・謡曲・演劇・コーラス・コンサート・映画上映・民謡踊り・ダンス・絵画・華道・茶道・短歌・俳句・盆栽・歴史学習・各種学習・講座・講演会・講習会・研修会・研究会）等の活動及びこれらのための準備活動

※スポーツ・レクリエーション活動及び文化活動についての補償は、指導者等に限る。

※危険度の高いスポーツは除く。

【④青少年健全育成活動の具体例】

子ども会、ボーイスカウト・ガールスカウト、地域の青年会等の指導育成活動、非行防止パトロール等の活動及びこれらのための準備活動

Q1－2　補償制度の対象となる活動の条件は。

補償制度の対象となる活動は、次に掲げる条件を満たす活動が対象になります。ただし、賠償責任補償の補償対象者は活動団体又は活動団体の指導者に限られます。

①公益性のある自発的な活動であること

②活動が継続的、計画的に行われていること

③無報酬で行っていること（交通費などの実費支給又は交通費相当額の謝礼金等は無報酬とみなす）

④活動拠点が吉川市内にあること

⑤自助活動ではないこと

Q1－3　個人の活動も、この補償制度の対象となりますか。

補償制度に適用できるかどうかで大切なことは、団体の活動であったか個人の活動であったかではなく、その活動が「自発的な公共性のある活動であったかどうか」が基準となります。個人による活動であっても、その活動が市民活動に該当し、対象条件を満たすものであれば、傷害事故補償の対象となります。ただし、賠償責任補償の補償対象者は活動団体又は活動団体の指導者等に限られます。

Q1－4　補償制度の対象とならない活動や事故には、どのようなものがありますか。

次に掲げる活動や事故は、この補償制度の対象になりません。

①政治、宗教または営利を目的とする活動

②自助的な活動や懇親、趣味などを目的とした活動（サークル活動など）

③職場や学校行事として行う活動

④危険度の高い活動（山岳登はん（ピッケル等の用具を使用する登山）等の危険度の高いスポーツ、だんじり祭り等危険度の高い祭り）

⑤スポーツ大会などへの参加者の事故（指導者等を除く）

⑥祭りなどでの単なる観覧者または物品購入目的の来場者、講演会などの単なる聴講者の事故

⑦国外での活動

⑧故意による事故

⑨地震、噴火、津波、洪水その他天災による事故

⑩戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議

Q1－5　どのような場合に賠償補償・傷害補償の扱いとなりますか。

賠償補償とは、補償対象者（この補償制度で補償金を請求し補償金を受け取る権利のある人であり、事故の加害者です）が第三者の身体や財物に損害を与えた結果、法律上の賠償責任を負う場合にその損害を補償するものです。したがって支払いの対象となるのは、治療費、休業損害、物の修理代、慰謝料などになります。

また、傷害補償とは、偶然な事故によって負傷または死亡した場合に、特定の補償金を支払うものです。

Q1－6　賠償責任補償の対象になる場合において「法律上の損害賠償を負うことによって被った損害を補償する」とはどういうことでしょうか。

民法上、他人の身体や財物に損害を与えた場合には、相手の被った損害を賠償する義務が発生します。具体的には治療費等の実費や慰謝料の支払い、物品の修理費用の支払いです。ただし、相手にも一定の落ち度（過失）がある場合には、自分の過失割合分だけの賠償でよいことになります。法律上の賠償責任がない場合は、道義上の責任を感じて賠償をしたり、自身の過失割合を超える額で支払いをしたとしても、この補償制度では対象になりません。

2.　補償制度の対象となる活動の具体的な事例

Q2－1　対象となる活動の条件に「無報酬で行っていること」とありますが、非営利の有償ボランティアは対象となりますか。

交通費や食事代などの実費相当分を支払う程度であれば対象となります。ただし、他者の依頼による活動ではなく、自発的な活動であることも条件のひとつである点に注意が必要です。

Q2－2　公民館活動における、公民館サークルなどの活動は対象となりますか。

個人又は数人のグループが余暇を利用して趣味として行う教育・文化活動は、補償制度の対象となりません。

Q2－3　地域の子どもを対象に体験学習などの指導をボランティアで行っています。このような活動は対象となりますか。

ボランティア活動は対象となります。参加者についても、活動の内容が補償制度の趣旨に合致すれば対象となります。

Q2－4　活動を行う団体が、その活動の一環として市外で活動する場合（例：宿泊を伴う研修等）に、ケガなどをしたときは、この補償制度の対象となりますか。

活動の内容が補償制度の趣旨に合致している場合は、事故発生場所が吉川市外であっても対象となります。ただし、国外での活動は対象になりません。

Q2－5　市内で活動するボランティア団体で、ボランティアの代表数名が市外の会議や講習会等に出席した場合は、この補償制度の対象となりますか。

活動場所が市外でも、自発的な公共性のある活動であれば、対象となります。ただし、国外での活動は補償の対象となりません。

Q2－6　市民活動を行う団体が、バスを借り上げて宿泊あるいは日帰りで研修旅行を実施した場合に、搭乗中の交通事故は対象になりますか。

往復途上の交通事故については、通常の経路（自宅と活動場所、行事開催地との往復途上）における事故であれば、ケガなどの傷害補償の部分は対象になります。

Q2－7　ボランティア団体が、県外の災害救助活動に参加してケガをした場合は対象になりますか。

県外でも対象となります。ただし、余震等の2次災害に起因するものを除きます。

Q2－8　市内に活動拠点を置く団体が国外で活動を行った場合は、この補償制度の対象となりますか。

活動内容が補償制度の対象となるものであっても、国外での活動は対象となりません。

Q2－9　市民活動を行う団体への参加者が外国人であった場合、その活動中における外国人のケガは対象となりますか

活動の内容により対象であるかどうかを判断するため、対象となる活動を行うものであれば、国籍に係わらず対象となります。

Q2－10　市内に活動拠点を置く団体が対象とされているが、この場合代表者や関係者、参加者が市民であるか否かは関係がありますか。

基本的には吉川市の補償制度であるため吉川市民で構成されている団体が対象となりますが、団体の活動趣旨に賛同する市外の方が参加あるいは代表者であっても、吉川市にとって公益的な活動であれば問題はありません。

Q2－11　市の内外からボランティアで地域社会活動等の講師を招いた場合は、この補償制度の対象となりますか。また、往復途上での事故も補償されますか。

無報酬で講師として招かれた方も対象となります。また、往復途上での事故も対象となります。

Q2－12　一般的なボランティア活動保険では、自動車にて移動中（自宅から活動場所との通常の往復経路）での事故は、加入者自身のケガなどのみ対象となり、対人・対物事故等の賠償責任補償については対象となりません。この補償制度での取り扱いはどのようになりますか。

交通事故によるケガなどは「傷害補償」の対象になります。しかし、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任事故は、いかなる場合も対象になりません。これは、ボランティア活動保険の取り扱いと同じです。

Q2－13　市民によるスポーツ大会で、体育指導員や地区役員などが大会役員として活動する場合に、指導監督上の賠償事故は補償されると思いますが、大会役員自身がケガをした場合も、この補償制度が適用されますか。

スポーツ大会における指導者等は、この補償制度における賠償責任補償及び傷害補償が適用されます。よって、大会役員自身がけがをした場合も対象となります。

Q2－14　スポーツ大会の競技者は補償制度の対象となりますか。

スポーツ大会の競技者は対象となりません。

Q2－15　自治会などの地域の団体が、学校施設を利用して実施する家庭教育はこの補償制度が適用されますか。また、どのようなことが適用となるのでしょうか。

地域団体によるまちづくりに関わる活動と思われるため、適用となります。また、事故の具体的な例としては、団体の参加者が活動中に施設内で負傷した場合や、主催者である地域団体が誤って展示物などを破損・汚損させた場合などが考えられます。

Q2－16　自治会の地域内を清掃活動する際、地域内にある会社の社員も一緒に清掃活動を行う場合は、社員も対象となりますか。

自治会の地域内の清掃でも、会社からの業務命令により勤務時間内に行う場合は対象になりませんが、土曜・日曜日等の休日に自治会からの呼びかけに応じて自主的に参加する清掃等は対象となります。

Q2－17　自治会主催の運動会やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動で参加者がケガをした場合は対象になりますか。

地域の交流や親睦を主たる目的とし開催している活動であれば対象になります。ただし、事故やケガを起こした状況により対象とならない場合がございますのでご注意ください。

Q2－18　自治会主催のソフトボール大会中に、競技に参加した者がケガをした場合や、参加者が第三者にケガをさせた場合は対象になりますか。

地域社会活動であれば参加者本人のケガは対象になりますが、参加者が第三者にケガをさせた場合は賠償責任事故は対象になりません。

Q2－19　自治会主催の町内会まつりを開催した際、このまつりに参加しているすべての参加者が対象となりますか。

地域社会活動であれば対象になります。ただし、単なる見物人や物品購入目的の来場者は対象となりません。

Q2－20　自治会などで行われる地域のお祭りは、地元神社の祭礼の一環として行われている場合が多く、通常の自治会保険ではこのようなお祭りも地域の活動の一部として捉えています。この補償制度でも同様に対象になりますか。

行事への直接的な参加者であれば社会習俗化した祭りなどにおいても傷害事故補償の対象になります。ただし、単なる見物人や物品購入目的の来場者は対象になりません。

また、地元神社は市民団体とはみなされませんので賠償責任補償の補償対象者にはなれません。

Q2－21　各自治会で行っている地元神社の祭礼で、神輿の担ぎ手として、市外の人が参加している場合は対象となりますか。

地域社会活動における自治会活動の一環として参加している場合は対象となります。その場合に、事前に参加者の名簿を作成しておくなど、実施責任者として自治会は参加者を把握しておく必要があります。

Q2－22　自治会の主催で行うお祭りを実施した際に、企画に基づいて子どもたちがやぐら等で踊りをしていてケガをした場合は対象になりますか。

お祭りのプログラムに組み込まれた催しであれば対象になります。

Q2－23　自治会で行われるスポーツ大会等は、この補償制度の対象になりますか。

自治会主催のスポーツ大会（親睦や交流を主たる目的とするもの）は補償制度の対象になります。しかし、個人が大会に出るために自主的に行っている練習は対象になりません。

Q2－24　市の主催や共催で行っている市民体育祭などのイベントに、自治会の事業として参加した場合の参加者は対象になりますか。

自治会の事業として参加しているのであれば、市民活動に準ずるものであるため対象になります。

Q2－25　自治会・子ども会・長寿会で行う年間事業に計画されている親睦旅行等の事業は対象になりますか。

自治会・子ども会・長寿会の活動は地域性が高いため、地域交流を目的とした活動である親睦旅行も対象となります。ただし、「旅行のしおり」等の日程表にある「団体行動」だけが対象となります。自由行動や夕食後は対象になりません。（国内旅行に限る。）

※この制度では、自発的で公共性のある計画的な活動が対象となっているため、個人的な行動は対象になりません。

Q2－26　社会福祉協議会の会費、日本赤十字社への社資及び寄付金の徴収等の活動は対象になりますか。

独立した法人等の会費徴収に係る活動が対象にはなりませんのでご注意ください。ただし、自治会費の徴収の場合は自治会活動の一環とみなしますので、対象となります。

Q2－27　自治会から依頼されて、防犯パトロール中の看板を設置している自転車で、市内を巡回している場合は対象になりますか。

防犯パトロール中の看板を設置した自転車を使用し、市内を巡回していることが活動の対象になるかを判断する基準は、この巡回が計画的かつ定められた経路で行う活動中であれば傷害補償の対象になりますが、看板を設置した自転車で私用（買い物等）で走行している場合は対象になりません。

Q2－28　自治会活動による防災訓練等の会議や準備活動時の事故でも対象になりますか。

活動内容が制度の趣旨に合うものであれば会議や準備活動であっても対象になります。この場合の、自治会防災訓練は地域社会活動と認められるので対象になります。

Q2－29　自主防災組織で地震発生後に処理作業を行った際の負傷等は対象になりますか。

自主防災組織は、主に自治会等が母体となっており、自治会活動とみなされるので対象になります。ただし、余震等の2次災害に起因するものを除きます。

Q2－30　子ども会の活動で、子どものお世話や指導監督を行う世話人の方々の活動も指導者として、この補償制度の対象になりますか。

青少年健全育成活動における、子ども会活動の一環として対象になります。

Q2－31　子ども会の活動で、カレーなどを子どもと親が一緒に作り食べたりするのは対象になりますか。

地域社会活動であるので対象になります。ただし、この補償制度の適用を受けるには、自ら活動に参加する意志をもっていることが必要となるため、楽しみを享受するだけの乳児等は対象となりません。

Q2－32　PTAが学校施設を利用して実施する活動は、この補償制度の対象になりますか。

活動内容が、地域との交流につながるものであれば対象になります。ただし、活動の内容が学校行事（展示会、発表会、コンサート、講座等）による活動に限定される場合は対象になりません。

Q2－33　PTAの活動として資源回収を行った場合は対象になりますか。

活動の内容が、地域社会活動であるため対象になります。

Q2－34　老人クラブのゲートボール大会は対象となりますか。また、そのための練習は対象になりますか。

年間の事業計画として行われる大会や練習であれば対象となります。ただし、任意で個人的に行う練習は対象になりません。

Q2－35　地域でのふれあいサロン事業（お年寄りと育児中の親子などとの交流会）などの利用者はこの補償制度の対象になりますか。

「市民活動」は、自らの意志で活動に参加することをいいます。育児を受ける乳幼児は、「市民活動」に参加する意志をもっていないとみなされますので対象になりません。

なお、ふれあいサロン事業に参加するお年寄りも、自ら参加する意志をもっていることが必要になりますので、単なるサービスの受け手である場合は対象になりません。

Q2－36　自治会が母体となり実施している「なまらん体操」の参加者及びその指導者の負傷等は対象になりますか。

基本的には、参加者及び指導者の方も対象になります。ただし、なまらん体操は特殊な運動（自己で負荷をかける等）になりますので、負傷の原因や状況によっては対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

３ 補償制度の利用方法

Q3－１ この補償制度を利用したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

この補償制度の適用を受けようとする団体等もしくは個人は、原則として所定の書式による事前登録が必要です。ただし、期限等は特に定めておりませんので、随時、登録を受け付けています。

「市民活動団体等登録届（様式第１号）」に、①規約、②年間活動計画、③名簿を添えて、市民参加推進課に提出してください。また、平成２３年５月から市民交流センターおあしす内の「市民活動サポートセンター」でも登録の受付を行っています。

Q3－２ 一度登録すれば、今後手続する必要はありませんか。

補償の期間は、市民活動団体登録届をご提出いただいてから、当該年度の３月３１日までとなっているため、年度ごとの更新が必要ですので、引き続きこの補償制度を利用する場合は、あらためて登録の手続をする必要があります。

（注）自治会については平成２１年度より、自治会負担を軽減する取り組みの一つとして、自治会からの登録手続きは不要（当課において登録扱いとしている）としています。

ただし、自治会に付随する下部組織的な青年会、婦人会、子ども会、長寿会は毎年登録届の提出が必要になります。

Q3－３ 登録手続後に代表者の交代や会員の入会・退会があり名簿の内容を変更した場合は、再度、提出する必要はありますか。

代表者の交代があった場合はお知らせいただく必要がありますが、会員の入会・退会による変更の場合は名簿をご提出いただく必要はありません。ただし、万が一、事故があった場合に、会員であることを速やかに確認できるよう、変更があった場合は適宜、名簿の更新を行い保管しておいてください。

Q3－4　事故があった場合に提出する事故報告書の提出期限はいつですか。

事故が発生した場合には、速やかに市民参加推進課までご連絡ください。

その後、20日以内に「市民活動補償事故報告書（様式第2号）」をご提出ください。

（注）特段期限はありませんが、損害保険会社が補償金の支払いに支障をきたすほど遅延した場合には、免責となる場合もありますのでご注意ください。

Q3－5　事故発生の一報を入れずにいきなり事故報告書を提出した場合、補償金は支払われますか。

補償金が支払われないものではありませんが、事故発生の第一報は、補償制度の適用の第1次可否判定を行うための判断材料として極めて重要な部分ですので、事故発生時は、速やかに担当課まで連絡してください。

Q3－6　補償金の請求者は誰になりますか。

通常、補償金の受け取りは補償金請求者（市民）名義の口座で行われます。傷害事故の場合は負傷者本人が請求と受領を行います。また、賠償責任事故の場合は、請求者は団体の責任者等であり補償金の受取人となりますが、振込先は被害者（負傷または財物損害を被った人）の口座を指定することができます。

4. 賠償責任補償

Q4－1　賠償責任補償の対象になる事故の場合、事故現場や損害物件の記録写真などを取らなかった場合や現場や損害物件の保全を怠ったときは、補償金の支払いはどのようになりますか。

事故発生状況の確認や損害の認定ができないため、正当な理由がない場合は、補償金の支払いが受けられない場合があります。

Q4－2　賠償責任補償に該当する事故の場合、被害者・加害者の年齢等を把握する必要はありますか。

被害者・加害者とも住所、氏名、年齢の把握が必要です。被害者・加害者が未成年者の場合は、扶養者である「法定代理人」の氏名も確認する必要があります。また、実際の事務処理では、事故発生時の第一報と事故報告書に記載された内容等により、事故の状況を確認しながら事故の全体を把握することになります。

Q4－3　賠償責任事故で相手方との交渉が必要な場合、その交渉を行ってもらえますか。

賠償に関する交渉の代行は行いません。賠償責任事故で、事前に損害保険会社の承認を得ていない内容で示談した場合は、補償金が支払われない場合があります。被害者との交渉については、損害保険会社（保険代理店）と打ち合せを行いながら慎重に進める必要があります。

Q4－4　示談書を取り交わす場合に、誰がその事務にあたるのですか。当事者同士で、勝手に示談内容を決めてもいいのでしょうか。また、過失割合は示談する場合どのように決めるのでしょうか。

示談内容については、損害保険会社と協議の上、適切と思われる内容をもって当事者間で行っていただきます。過失割合については、過去の判例に基づき損害保険会社で妥当と考えられる額を提示し、双方が合意すれば成立します。